

「地上デジタル放送への移行完了に向けて緊急に取り組むべき課題への対応策について」（平成21年5月20日 デジタル放送移行完了対策推進会議 決定）（抜粋）

2. 公共施設のデジタル化

2010年12月末までに対応を完了することを目標として取り組んでいる公共施設のデジタル化対応について、これを前倒しで実施すること。

このため学校、社会福祉施設等各施設の所管省庁において必要な予算等の措置を講じるとともに、その他の公共施設（消防本部・消防署所等、公立病院、地方公共団体庁舎等）についても「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の活用を促進すること。

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2009」
（平成21年12月25日「デジタル放送への移行完了のための関係省庁
連絡会議」決定（一部改正））（抜粋）

第2 具体的な取組

第1章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成22年12月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。